2　1に規定する派遣が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該派遣に係る被用者に対し、1に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。

3　一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内で自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内で自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内での自営活動の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

4　3に規定する他方の締約国の領域内での自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該自営活動に係る自営業者に対し、3に規定する一方の締約国の法令のみを三年を超えない期間引き続き適用することについて合意することができる。

第八条　外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1　この協定は、外交関係に関するウィーン条約又は領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2　1の規定に従うことを条件として、一方の締約国の公務員又は当該一方の締約国の法令において公務員として取り扱われる者が他方の締約国の領域内で就労するために派遣される場合には、その者が当該一方の締約国の領域内で就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第九条　前三条の規定の例外

両締約国の権限のある当局又は実施機関は、被用者及び雇用者の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、前三条の規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十条　配偶者及び子

1　日本国の領域内で就労する者であって、第七条、第八条2又は前条の規定によりフィリピンの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、社会保障に関する協定の実施に関する日本国の法律及び規則に定める要件を満たすことを条件として、第二条1(a)に定める日本国の年金制度に関する日本国の法令は、適用しない。ただし、当該配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、この1の規定は、適用しない。

2　フィリピンの領域内で就労する者であって、第七条、第八条2又は前条の規定により日本国の法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、フィリピンの領域内で被用者又は自営業者として就労しないことを条件として、フィリピンの法令は、適用しない。

第十一条　強制加入

第六条、第七条、第八条2及び前条の規定は、各締約国の法令における強制加入についてのみ適用する。

第三部　給付に関する規定

第一章　日本国の給付に関する規定

第十二条　通算

1　日本国の実施機関は、日本国の給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいて給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間と重複しない限りにおいて、フィリピンの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、死亡又は脱退を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、フィリピンの法令による保険期間は、厚生年金保険の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

第十三条　障害給付及び遺族給付に関する特別規定

1　日本国の法令が、障害給付又は遺族給付（死亡を理由とする第二条1に掲げる日本国の年金制度の下での一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がフィリピンの法令による保険期間中にあるときは、これらの給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での障害給付又は遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、厚生年金保険の下での同一の保険事故に基づく障害給付又は遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2　第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第十四条　給付の額の計算

1　日本国の実施機関は、第十二条1又は前条1の規定の適用により日本国の給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従って当該給付の額を計算する。

2　障害基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十二条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　厚生年金保険の下での障害給付及び遺族給付（厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであって、支給される給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、これらの給付を受けるための要件が第十二条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、4に規定する理論的加入期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該理論的加入期間が当該定められた期間を超える場合には、当該理論的加入期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　2及び3の規定の適用上、「理論的加入期間」とは、次に掲げる期間を合算した期間（障害が認定された日の属する月の後の期間又は死亡した日の翌日の属する月から始まる期間を除く。）をいう。

(a)　二十歳に達した日の属する月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間（千九百六十一年四月一日より前の期間を除く。）

(b)　(a)に規定する期間と重複しない日本国の法令による保険料納付期間

(c)　障害が認定された日の属する月又は死亡した日の翌日の属する月の前月が(a)に規定する期間前にある場合には、(b)に規定する期間と重複しないフィリピンの法令による保険期間

5　老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であって、厚生年金保険における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十二条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する厚生年金保険における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十五条　第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章　フィリピンの給付に関する規定

第十六条　保険期間の通算

1　フィリピンの実施機関は、フィリピンの法令による十分な保険期間を累積していないことを理由として給付を受ける権利を有しない者について、当該法令による保険期間と重複しない限りにおいて、日本国の法令による保険期間を考慮する。

2　フィリピンの実施機関は、給付の額の計算に当たり、フィリピンの法令による給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有する者については、1の規定を適用しない。